

## 西宮市市制施行 100 周年記念事業推進本部設置要綱

### (設置)

第 1 条 西宮市の市制施行 100 周年記念事業(以下「記念事業」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、西宮市市制施行 100 周年記念事業推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 記念事業の基本方針策定に関すること
- (2) 記念事業の実施に係る総合調整に関すること
- (3) その他記念事業の推進に係る重要事項に関すること

### (組織)

第 3 条 推進本部は、別表第 1 に掲げる本部員をもって構成する。

2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は両副市長をもって充てる。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代行する。

### (本部会議)

第 4 条 推進本部の会議(以下「本部会議」という。)は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に出席を求め、説明をさせ、若しくは意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

### (幹事会)

第 5 条 推進本部の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第 2 に掲げる幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進本部に提案すべき案件について事前に検討し、協議・調整すること
- (2) 推進本部から付託された案件について協議・調整すること
- (3) その他推進本部運営に必要な事項に関すること

### (作業部会)

第 6 条 幹事会は、第 2 条各号に掲げる事項について調査、検討等を行わせるため、作業部

会を設けることができる。

- 2 作業部会は、職員のうちから幹事長が指名する者をもって組織する。
- 3 作業部会は、調査、検討等の結果を幹事会へ報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、記念事業に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

市 長	
副市長	北田副市長 岩崎副市長
教 育 長	
上下水道事業管理者	
病院事業管理者	
政策局	政策局長 政策局担当理事
総務局	総務局長 危機管理監
財務局	財務局長
市民局	市民局長
産業文化局	産業文化局長
健康福祉局	健康福祉局長
こども支援局	こども支援局長
環境局	環境局長
都市局	都市局長
土木局	土木局長
消防局	消防局長
中央病院	中央病院事務局長
上下水道局	上下水道局次長
教育委員会	両教育次長
議会事務局	議会事務局長

別表第2（第5条関係）

幹事長	政策局政策総括室長
幹事	総務局総務総括室長
	総務局デジタル推進部長
	財務局財務総括室長
	市民局市民総括室長
	産業文化局産業文化総括室長
	健康福祉局福祉総括室長
	こども支援局子供支援総括室長
	環境局環境総括室長
	都市局都市総括室長
	土木局土木総括室長
	会計室長
	消防局総務部長
	中央病院事務局管理部長
	上下水道局上下水道総括室長
	教育委員会教育総括室長
	議会事務局次長